

議案第55号

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則

川崎市立図書館規則（平成2年川崎市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条」を「第3条」に改める。

第9条ただし書中「身体障害者等」を「教育長が別に定める者」に改める。

第10条の表中

「

図書館貸出し	合計で10点以内
自動車文庫貸出し	
身体障害者等宅配貸出し	5点以内

」

を

「

図書館貸出し	合計で10点以内
自動車文庫貸出し	
宅配による貸出し	

」

に改める。

附則第3項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則附則第3項の宅配による貸出しを受けている者は、改正後の規則第10条の宅配による貸出しを受けた者とみなす。

制 定 理 由

図書館資料の宅配による貸出しを実施すること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市立図書館規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前						
○川崎市立図書館規則 平成2年6月27日教委規則第15号 (趣旨)				○川崎市立図書館規則 平成2年6月27日教委規則第15号 (趣旨)						
第1条 この規則は、川崎市立図書館設置条例(昭和25年川崎市条例第32号)第3条の規定に基づき、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。				第1条 この規則は、川崎市立図書館設置条例(昭和25年川崎市条例第32号)第4条の規定に基づき、川崎市立図書館(以下「図書館」という。)の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。						
(第2条～第8条 略)				(第2条～第8条 略)						
(貸出カードの提示)				(貸出カードの提示)						
第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しなければならない。ただし、 <u>教育長が別に定める者</u> で宅配による貸出しを受けようとする者は、この限りでない。				第9条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しなければならない。ただし、 <u>身体障害者等</u> で宅配による貸出しを受けようとする者は、この限りでない。						
(貸出区分等)				(貸出区分等)						
第10条 図書館資料の貸出区分、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。				第10条 図書館資料の貸出区分、数量及び期間は、次のとおりとする。ただし、図書館長が必要と認めるときは、この限りでない。						
貸出区分		数量		期間	貸出区分		数量			
		図書資料	視聴覚資料				図書資料	視聴覚資料		
個人貸出し	図書館貸出し	合計で10点以内	合計で3点以内	貸出日から15日以内	個人貸出し	図書館貸出し	合計で10点以内	合計で3点以内		
	自動車文庫貸出し					2週間以後の最初の巡回日まで		自動車文庫貸出し		2週間以後の最初の巡回日まで
	<u>宅配による貸出し</u>					15日以内(宅配期間を除く。)		<u>身体障害者等宅配貸出し</u>	<u>5点以内</u>	
団体貸出し		500点以内		貸出日から100日以内	団体貸出し		500点以内		貸出日から100日以内	

改正後	改正前
<p>(第11条～第22条 略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この改正規則は、平成2年7月1日から施行する。 (川崎市立図書館規則の廃止)</p> <p>2 川崎市立図書館規則（昭和56年川崎市教育委員会規則第3号）は、廃止する。 【削除】</p>	<p>(第11条～第22条 略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この改正規則は、平成2年7月1日から施行する。 (川崎市立図書館規則の廃止)</p> <p>2 川崎市立図書館規則（昭和56年川崎市教育委員会規則第3号）は、廃止する。 <u>(宅配による貸出しの試行的実施)</u></p> <p>3 <u>図書館は、令和3年度において、宅配による貸出しを試行的に実施するものとする。この場合におけるこの規則の適用については、第9条ただし書中「身体障害者等」とあるのは「教育長が別に定める者」と、第10条中「身体障害者等宅配貸出し」とあるのは「試行的な宅配による貸出し」と、「5点以内」とあるのは「10点以内」とする。</u></p>